

# 成年後見制度の改正について ～ 法定後見の終了を中心に ～

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート  
令和7年度 権利擁護支援シンポジウム 報告

日本大学法学部教授  
篠崎・進士法律事務所客員弁護士  
清水 恵介

# I はじめに

- ▶ 「成年後見は終われるか？」との主題の含意  
現状において「終われない」ことへの問題意識  
改正を経て本当に「終われる」ようになるのかにつ  
いての懐疑的見方
- ▶ 本報告の前提と限界  
閲覧可能な資料の範囲での検討にすぎないこと
- ▶ 本報告の構成

## Ⅱ 要綱案からみた成年 後見制度改正の方向性

### 1 全体の概要

#### (1) 法定後見制度の改正

##### ① 補助一元論の基本的採用

###### ▶ 成年後見・保佐の廃止

障害者権利条約との抵触が最も問題となる包括的代理権の根拠規定（民法859条）は未成年後見に特化

###### ▶ 新たな保護の名称を既存の「補助」に統一

###### ▶ 中間試案における乙1案がベース？

→ （注1）に従い、現行法と同様に、保護開始審判を要求

###### ▶ 特定補助人を付する処分の許容

中間試案における乙2案にいう保護B（包括的な取消権付与）を選択可能とする仕組み

成年後見類型の保佐類型化？

## Ⅱ 要綱案からみた成年 後見制度改正の方向性

### 1 全体の概要

#### (1) 法定後見制度の改正

#### ② 必要性原則の採用

→ 本シンポジウムのテーマとの関係では最も重要な改正点（後述）

#### ▶ 世界の改正動向と障害者権利条約

## Ⅱ 要綱案からみた成年 後見制度改正の方向性

### 1 全体の概要

### (2) 任意後見制度の改正

- ① 任意後見契約と法定後見（補助）との併存の許容
- ② 任意後見契約の変更・一部解除の許容
- ③ 予備的受任者の選任の許容

## Ⅱ 要綱案からみた成年 後見制度改正の方向性

### 1 全体の概要

#### (3) 成年後見制度の改正 に伴う民法・民事手続 法の改正

- ▶ 意思表示受領の特別代理人制度を新設
- ▶ 他は、特定補助人の導入により実質改正を回避  
「成年被後見人」  
↓  
「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」

## Ⅱ 要綱案からみた成年 後見制度改正の方向性

### 2 法定後見の終了に 関する改正の方向性

#### (1) 必要性原則採用の 二面性

- ▶ 補助開始等審判の要件に必要性を追加（二面性①）

事理弁識能力の要件（ただし、精神上的「障害」→  
「理由」（生活保護法38条参照））は維持

元来の補助類型においては、特定の法律行為についての  
同意権・代理権付与による保護の必要性が認められる  
ことが、審判の書かれざる実体的要件とされてきたこと

## Ⅱ 要綱案からみた成年 後見制度改正の方向性

### 2 法定後見の終了に 関する改正の方向性

#### (1) 必要性原則採用の 二面性

##### ▶ 同意権付与による保護の必要性（① + ②）

① 本人取引の可能性：本人が特定の法律行為を将来行う可能性があること

本人の行動の予測的判断

② 同意・取消しによる保護の必要性：特定の法律行為について取り消すことができるものとする必要があること

本人に損失を及ぼすような法律行為（契約）をしてしまう危険性

→ 特定の法律行為との関係での「判断能力」の不十分さ等からの総合判断

## Ⅱ 要綱案からみた成年 後見制度改正の方向性

### 2 法定後見の終了に 関する改正の方向性

#### (1) 必要性原則採用の 二面性

##### ▶ 代理権付与による保護の必要性（③＋④）

③ 代理取引の検討必要性：本人のために特定の法律行為をするか否かを検討する必要（適否を判断しなければならない合理的事情）があること

当該代理取引の必要性自体を司法判断に委ねることまでは期待できず

④ 代理による保護の必要性：特定の法律行為を本人自らすることができず、第三者に委任することもできないことから法定代理人が必要であることや、本人自らすることができるが、他人の援助（代理による支援）を受けた方がよい場合であること

## Ⅱ 要綱案からみた成年 後見制度改正の方向性

### 2 法定後見の終了に 関する改正の方向性

#### (1) 必要性原則採用の 二面性

- ▶ 特定補助人を付する処分の審判における必要性  
新法における実質的な改正点

⑤ 重要な財産行為（民法13条1項列举事由参照）すべてについての保護（取消権付与）の必要性

→ 開始審判時には抽象的な保護の必要性で足りるか？

## Ⅱ 要綱案からみた成年 後見制度改正の方向性

### 2 法定後見の終了に 関する改正の方向性

#### (1) 必要性原則採用の 二面性

- ▶ 補助開始等審判の取消原因に必要性の消滅を追加（二面性②）

補助人の家裁に対する年1回の報告義務の履行を通じた定期的見直し

→ 「終われる後見」の主要因（後述）

## Ⅱ 要綱案からみた成年 後見制度改正の方向性

### 2 法定後見の終了に 関する改正の方向性

#### (2) 補充性原則明記の 断念

- ▶ 補充性原則：代替措置で本人の保護を十分図れる場合は法定後見を発動せずとの原則

あり方研や法制審部会での検討と提案の見送り

→ 必要性判断の一要素として考慮する方向性

- ▶ 補充性の考慮のあり方

他の支援等によっても本人の保護を十分に図ることができないことの立証？

他の支援等によっても本人の保護を十分に図ることができることの立証による必要性の阻却？

### Ⅲ 必要性の消滅による 後見の終了

#### 1 現状と実務

#### (1) 開始原因の消滅に よる開始審判の取消し

- ▶ 関係条文：民法10条、14条1項、18条1項・3項
- ▶ 事理弁識能力の改善
- ▶ 補助類型における必要性の消滅による終了  
同意権付与・代理権付与の各審判の取消しを通じた補  
助開始審判の取消し（民法18条3項）

### Ⅲ 必要性の消滅による 後見の終了

#### 1 現状と実務

#### (2) 後見開始審判取消し の実務

▶ 2008～2024年の17年間で3112件（年平均約183件、42～318件）

▶ 後見開始審判数との対比で年平均0.72%（0.16%～1.45%）

→ ここ2年間（2023～2024年）は更に低減する傾向

	後見開始の審判 及びその取消し	後見開始の審判	取消件数	取消率
2008年	20942	20695	247	1.19%
2009年	21573	21264	309	<b>1.45%</b>
2010年	23283	23119	164	0.71%
2011年	24326	24092	234	0.97%
2012年	26110	25969	141	0.54%
2013年	26555	26397	158	0.60%
2014年	26244	26029	215	0.83%
2015年	26464	26146	<b>318</b>	1.22%
2016年	26077	25886	191	0.74%
2017年	26571	26411	160	0.61%
2018年	26775	26641	134	0.50%
2019年	25341	25172	169	0.67%
2020年	25209	25029	180	0.72%
2021年	26625	26470	155	0.59%
2022年	26729	26529	200	0.75%
2023年	27028	26986	<b>42</b>	<b>0.16%</b>
2024年	27457	27362	95	0.35%
総計	<b>433309</b>	<b>430197</b>	<b>3112</b>	<b>0.72%</b>

## 表・各年の後見開始審判数に対する 取消件数とその比率（直近17年間、 既済認容件数ベース）

- ▶ 2008～2024年の17年間で3112件（年平均約183件、42～318件）
  - ▶ 後見開始審判数との対比で年平均0.72%（0.16%～1.45%）
- ここ2年間（2023～2024年）は更に低減する傾向

### Ⅲ 必要性の消滅による 後見の終了

#### 2 必要性消滅の判断 準則

##### (1) 「必要がなくなつたと認めるとき」（必要性の消滅）

#### ▶ 同意権付与審判の取消原因

前記①本人取引の可能性 or ②同意・取消しによる保護の必要性の消滅

- ①本人取引が不可能になった場合
- ②同意・取消しによる保護が不要になった場合

#### ▶ 代理権付与審判の取消原因

前記③代理取引の検討必要性 or ④代理による保護の必要性の消滅

- ③代理取引の検討が不要になった場合
- ④代理による保護が不要になった場合

### Ⅲ 必要性の消滅による 後見の終了

#### 2 必要性消滅の判断 準則

##### (1) 「必要がなくなつたと認めるとき」(必要性の消滅)

- ▶ 特定補助人を付する処分審判の取消原因  
前記⑤包括的な取消権付与の必要性の消滅  
→ ⑤包括的な取消権の付与が不要になった場合
  
- 上記審判すべての取消しに伴う補助開始審判の取消し

### Ⅲ 必要性の消滅による 後見の終了

#### 2 必要性消滅の判断 準則

#### (2) 必要性の消滅が問題 となる場合

- ① 本人の「判断能力」の程度の不十分さが解消された場合
  - ▶ 事理弁識能力が回復せずとも、当該特定の法律行為との関係で「判断能力」が回復した場合
- ② 同意・取消しによる保護が不要になった場合
  - 同意権付与審判の取消し
- ④ 代理による保護が不要になった場合
  - 代理権付与審判の取消し
  - 一部取消しの可能性

### Ⅲ 必要性の消滅による 後見の終了

#### 2 必要性消滅の判断 準則

#### (2) 必要性の消滅が問題 となる場合

① 本人の「判断能力」の程度の不十分さが解消された場合

- ▶ 開始要件としての必要性と終了原因としての必要性消滅は完全に表裏の関係か？

α説：必要性を認めるに至った諸要素のうちの1つでも欠ければ必要性消滅

β説：一定の閾値を超えてはじめて必要性消滅 → 開始要件としての必要性は既に満たなくなっているものの、終了原因としての必要性消滅ともいえない場合の許容

### Ⅲ 必要性の消滅による 後見の終了

#### 2 必要性消滅の判断 準則

#### (2) 必要性の消滅が問題 となる場合

② 同意能力を有する本人が法定後見の利用を積極的にやめたいとの意思を表明した場合

制度否定的意思の尊重の当否

③ 補助開始後に代替的支援が行われ、本人の課題を解消できるに至った場合

補充性原則の表れ

任意後見契約の発効に伴う補助の終了

### Ⅲ 必要性の消滅による 後見の終了

#### 2 必要性消滅の判断 準則

#### (3) 必要性消滅の審理 手続

- ▶ 補助人からの報告内容だけで判断可能か  
制度を終了させたくない補助人との攻防
- ▶ 特に前記③の証拠資料をどのように収集するか  
補助開始後に代替的支援が行われ、本人の課題を解消できるに至った場合（前記③）であることの証拠資料の確保

### Ⅲ 必要性の消滅による 後見の終了

#### 3 後見終了後の規律

- ▶ 民法中の「後見の終了」規定（870条～875条）は、後任の保護者への引継ぎを想定していないこと

実務上は本人死亡の場面を想定 → 円滑化法による死後事務の新設（民法873条の2）

新法における死後事務規律の一般化

緊急処分義務の規定（民法874条・654条）も、相続人・法定代理人以外の後任者を想定しない上に、「急迫の事情があるとき」における「必要な処分」の義務づけのみを規律

→ 民法中の「事務管理」規定（697条～702条）に照らした処理とその限界

## IV おわりに

▶ 制度利用活性化のカギとしての後見終了  
終了の保障なければ開始なしとの因果関係

▶ 終了自体の目的化の危険性

家族による自由な財産管理の阻害要因としての後見、あるいは本人による報酬負担の不利益をもたらす後見を回避する手段としての終了？

あくまで本人にとっての必要性の消滅に依拠した終了であるべきこと

→ 補助人の保護手段を減縮することによる調整の可能性  
(弱められた後見)

ご清聴ありがとうございました。

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート  
令和7年度 権利擁護支援シンポジウム 報告

日本大学法学部教授  
篠崎・進士法律事務所客員弁護士  
清水 恵介